

教育・保育提供区域の設定について

平成26年1月29日

「教育・保育提供区域」の法律上の定義

子ども・子育て支援法第61条第2項第1号

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

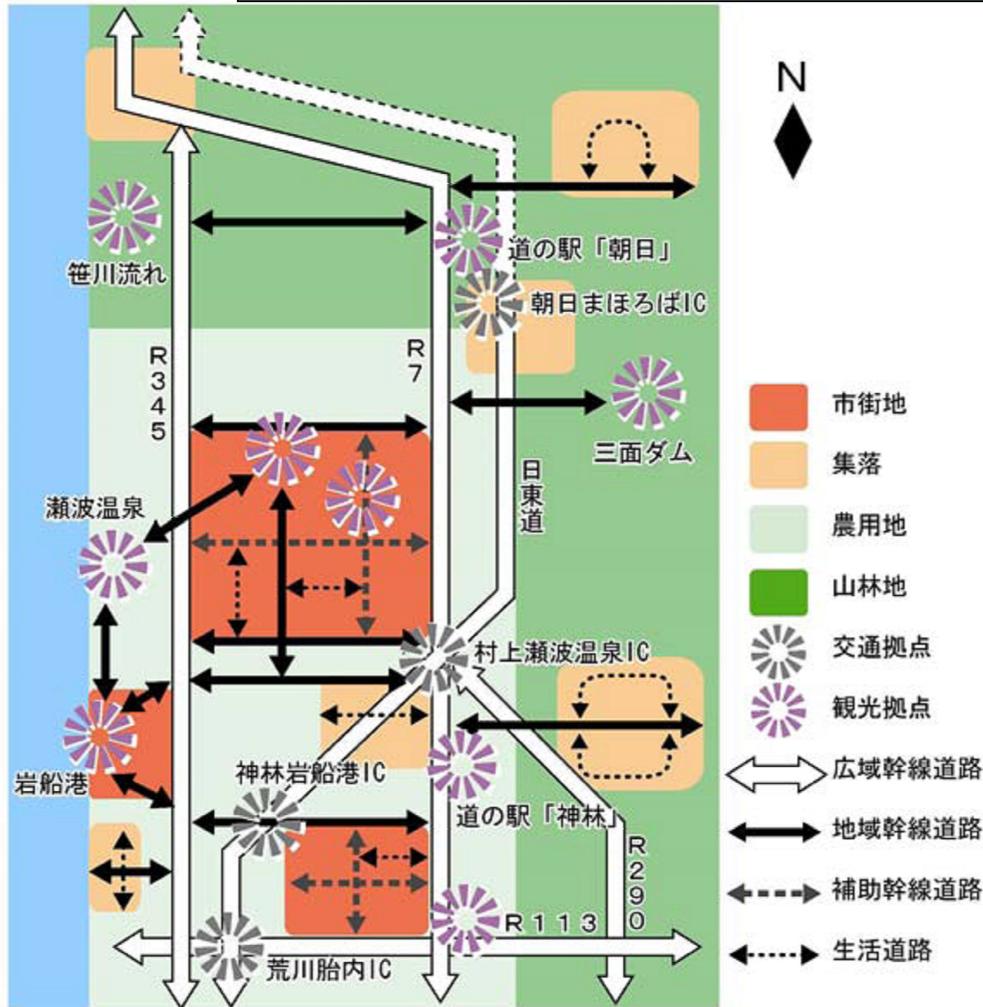
- (1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域

国の基本指針

小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な地域であり

- ①地域型保育事業の認可の際に使われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定
- ②教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本

村上市の交通事情



道路機能のイメージ・・・村上市都市マスタープランから

主要道路としては、南北方向を平行して国道7号と国道345号を縦軸の骨格とし、これに国道113号、国道290号、主要県道、一般県道が交差。村上地区及び荒川地区の市街地中心部では格子状に道路が走り、さらに日本海東北自動車道荒川胎内IC～朝日まほろばIC間が縦断(あつみ温泉ICまでの事業化が決定)している。

近年路線バス利用者の減少により、路線の縮小や廃止が行われている。このため、幹線としての路線バスとこれを補完する移動手段のあり方を見直し、維持存続可能な交通体系の確立を目指している。

村上市における既存の区域設定

	単位	区域数	特色	実施している計画や事業
1	旧市町村	5	旧市町村ごとに5地区に区分した区割	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 次世代育成支援行動計画
2	地区コミュニティ	17	地域的な視点に立って地域の活動を促進するために設置された区域 (村上5、荒川1、神林5、朝日5、山北1)	地域まちづくり協議会
3	中学校区	8	村上3、荒川1、神林2、朝日1、山北1	中学校
4	小学校区	20	村上6、荒川2、神林5、朝日5、山北2	小学校

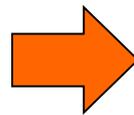
村上市の各種計画

計 画	区域設定等
村上市総合計画	各種個別計画において定める
都市計画マスタープラン	旧市町村の5地区に区分し、地域づくりを進める
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	日常生活圏域(基盤整備の圏域)・・・旧市町村の5地区
次世代育成支援行動計画	特に区域設定はないが、大半の事業で旧市町村の5地区別に目標設定を行っている

5 行政ブロック別保育園・学童保育所等分布

地区	認可保育所	幼稚園	幼保連携型 認定こども園	児童館	学童保育所	子育て支援 センター	認可外保育所	事業所内保育所
村上	7	1	1	4	6	3	2	2
荒川	4	1(休園中)			2	1		
神林	2				1	1		
朝日	5				1	1		1
山北	2				2(指定管理)	1		
合計	20	2	1	4	12	7	2	3

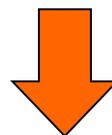
- ・区域を細分化すると施設のない区域が生じる。
- ・自家用車により区域を越えた通園者も多くいる。
- ・保育需要は、市街地を中心に多く、保護者の勤務地等により通勤移動経路の途中にも高く出る傾向がある。



地域の状況や利用者の動線・選択等を考慮した需給調整の判断基準となることを踏まえた区域設定が必要

村上市の子ども・子育て支援事業計画における 教育・保育提供区域（案）

旧市町村5地区を
教育・保育提供区域の基本とした上で
需要の把握・分析を行う



理由1：本市の各種事業や計画などに共通して多く用いられている最も一般的な区域単位であり、これらとの整合性を図る必要がある。

理由2：教育・保育提供区域ごとに定める必要利用数が、今後の施設及び事業整備量の指標となる。利用者の選択肢は、居住区域周辺のみならず交通事情による動線等を十分考慮しながら各区域を分析していく必要がある。

子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて

1 教育・保育提供区域については、他計画・事業等とも整合性が取りやすい旧市町村5地区を基本とする。

2 量の見込み及び確保の方策については、保護者の動線、地域の特性等を考慮し、希望を十分踏まえながら設定を行う。

3 これらの考えを基本としながら、ニーズ調査の結果を踏まえながら計画策定を行うものとする。